

改正 平成25年4月1日

第1条（目的）

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づき市町村が実施する事業として、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に係らず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（実施主体）

本事業の実施主体は八王子市とする。ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。また、市が必要と認めた場合は、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う次条に定める事業に対し補助することができるものとする。

第3条（事業内容）

次に定める事業を実施する。

① 相談支援事業

障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業とする。

② コミュニケーション支援事業

手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行う事業とする。

③ 日常生活用具給付事業

日常生活用具の給付を行う事業とする。

④ 移動支援事業

障害者等の移動を支援する事業とする。

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供を行う事業とする。

⑥ その他の事業

その他、市の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う事業に対して補助する事業とする。

第4条（費用）

市は、前条に定める事業にかかる費用として、原則事業ごとに定める費用の百分の九十に相当する額を支払うものとする。

第5条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。